

## 松戸市公の施設(稔台市民センター)の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、稔台市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地  
稔台市民センター 松戸市稔台七丁目1番地の5
2. 指定管理者となる団体  
松戸市稔台七丁目1番地の5  
稔台連合町会
3. 指定管理の期間  
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(2年間)
4. 選定理由  
審査委員会における評価が良好であったため
5. 選定審査手順
  - ・ 申請書類受付  
平成27年9月14日(月)
  - ・ 公の施設の指定管理者候補者審査委員会  
第1回:平成27年10月30日(金)  
第2回:平成27年11月6日(金)
  - ・ 指定管理者候補者審査結果答申  
平成27年11月6日(金)(審査委員会→市長)
  - ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出  
平成27年12月4日(金)
  - ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決  
平成27年12月22日(火)
  - ・ 指定管理者の告示  
平成27年12月28日(月)
  - ・ 指定管理者への指定の通知  
平成27年12月22日(火)